

**令和6年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注者支援業務委託
公募型プロポーザル募集要項**

1 委託業務の名称

令和6年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注支援業務委託

2 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

別添「令和6年度神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る発注支援業務委託仕様書」のとおり

※また、当該業務を委託するに至った経緯は募集要項別紙のとおり。

4 見積額の上限額

33,880千円（消費税及び地方消費税を含む）

※見積額が上限額を上回った場合、選考から除外します。

5 参加資格

応募する会社・団体は、次のすべての要件を備えていることが必要となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（コンサル）において営業種目として「建築設計」もしくは「設備設計（建物付帯設備の設計等）」に登録されている者であること。
- (3) 自治体業務の公立学校の施設整備等における次の同種業務及び類似業務について、国、地方公共団体又は民間企業等において過去5年以内に実施した実績があること。また、次に準ずる技術者を配置していること。

同種業務 類似業務	・同一契約内で、複数の公共施設（建築物に限る）の修繕に係る、改修計画の策定及び、概算工事費の算出を行った業務 ・公共施設（建築物）の修繕に係る、改修計画の策定及び概算工事費の算出を行った業務 ・公共施設マネジメントに係る計画（個別施設計画等）策定支援業務、改訂支援業務
配置技術者	管理技術者：認定コンストラクション・マネジャー 担当技術者（FM担当）：認定ファシリティマネジャー 担当技術者（設備担当）：設備設計1級建築士 担当技術者（施工計画担当）：1級施工管理技士（建築） 担当技術者（コスト管理担当）：建築積算士 担当技術者：一級建築士

- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 仕様書に示す業務を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (6) 労働保険加入事業所であること。

【注意】本業務を受託するものは本業務で検討を行った施設に係る修繕業務、設計業務、工事監理業務及び工事を受託することはできない

6 スケジュール

(1) 応募期間	令和6年2月20日(火)～同3月11日(月)
(2) 参加意思表明書及び質問書提出期限	令和6年2月27日(火)16時まで
(3) 質問回答期限	令和6年3月4日(月) 予定
(4) 企画提案書等提出期限	令和6年3月11日(月)16時まで
(5) 企画提案書の審査会開催	令和6年3月27日(水) 予定
(6) 最優秀提案者への通知	令和6年4月5日(金) 予定
(7) 契約予定日	令和6年4月12日(金) 予定

7 参加手続き

- (1) 参加を希望する者は、参加意思表明書を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書(様式1)

イ 提出期限 令和6年2月27日(火)16時まで

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(〇〇〇〇〇〇@pref.kanagawa.lg.jp)

エ 提出先 教育局行政部教育施設課

- (2) 質問の受付及び回答

提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問票を提出してください。

質問に対する回答は、参加意思表明書の提出があった者のすべてに対して、電子メールにて行います。

ア 提出書類 質問票(様式2)

イ 提出期限 令和6年2月27日(火)16時まで

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(〇〇〇〇〇〇@pref.kanagawa.lg.jp)

エ 提出先 教育局行政部教育施設課

- (3) 提案書等の提出

提案書等の提出者は、別添「令和6年度神奈川県立学校等包括管理業務委託に係る発注支援業務委託評価基準表」及び「企画提案等(様式5～8)」に基づき、提案書等を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 提案書等提出書(表紙)(様式3)

(イ) 参加資格(事業実績)届出書(様式4)

(ウ) 企画提案書等(様式5～8)(様式8-1～8-3は合計12ページ以内)

(エ) 提案見積書(本委託契約額及び内訳)(任意様式)

※見積額が上限額を上回った場合、選考から除外します。

イ 提出部数 7部※持参、郵送の場合に限る

ウ 提出期限 令和6年3月11日(月)16時まで

エ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(〇〇〇〇〇〇〇@pref.kanagawa.lg.jp)

※電子メールによる提出の場合、教育施設課より受信確認メールを送付します。

オ 提出先 教育局行政部教育施設課

※提案見積書について

選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとしてします。

8 選定方法

(1) 評価基準

提案書等の提出書類の内容について総合的に審査を行い選定します。このため発注者は審査会を設置します。

評価基準については、別添「令和6年度神奈川県立学校等包括管理業務委託に係る発注支援業務委託評価基準表」に示すとおりです。

なお、「令和6年度神奈川県立学校等包括管理業務委託に係る発注者支援業務委託評価基準表」のいずれかの項目において、「期待できない」と評価された場合は選考から除外します。また、提案書等の提案書類の内容については非公開とします。

(2) 選考

提出された提案書等の書類の内容について総合的に審査し選考します。

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 本募集要項記載の要件を一つでも満たしていないとき
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ その他本募集要項に違反すると認められたとき

(4) 審査結果の通知

令和6年4月5日（金） 予定

9 本委託の契約手続き

次のとおり、本委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定した提案書と、随意契約により本委託の手続きを行います。
- (2) 選定した提案書は、契約額も含め、発注者と別途協議を行った上で契約締結となります。
- (3) 選定した提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行います。

なお、本委託契約において、本募集要項記載の事項については必ず満たすこととし、提案で県に不利となる内容に変更することはできません。また、本募集要項に記載のない事項で提案があった場合には契約時に当該事項を契約に盛り込むこととします。

10 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等は公表しますが、審査結果については、参加者名、選定された提案者名及び提案見積額を公表します。
- (6) 選定に当たっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積書に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

- (7) 県では、契約に係る県の予算執行の適切を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。

このため、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文がありますのでご留意ください。

(業者調査への協力)

第21条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

11 問合せ先・書類提出先

神奈川県教育委員会教育局行政部教育施設課技術グループ

担当 松山、久保、小松

〒231-8588

横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎7階

電 話 045-210-8123 (直通)

ファクシミリ 045-210-8923

神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る背景及び 今後の予定（案）等について

1 委託業務に係る背景の詳細

神奈川県教育委員会施設整備主管課として施設包括修繕業務委託等及び発注者支援業務委託の導入を検討するに至った経緯は次のとおり。

(1) 学校施設の老朽化

県教育委員会が管理している学校施設は、令和5年4月1日現在、高等学校 135 校、特別支援学校 29 校、中等教育学校 2 校の計 166 校となっている。

校舎や体育館の多くは築 40 年を経過し、老朽化が進み、小規模な修繕はもとより外壁や屋上防水等の多くの大規模な工事が必要な状況となっている。

県教育委員会では必要な工事を随時行っているところではあるが、その件数は増加傾向にある。

(2) 技術職員の不足

学校施設の老朽化による修繕工事を行うにあたり、設計・積算等の業務については委託を活用し行ってきたところではあるが、内容の確認については県教育委員会の技術職員が行う必要がある。修繕工事の件数が増加傾向にあるなか、それに準じ、技術職員の負担も大きくなっている。

(3) 現場職員による施設維持管理の負担等

県が所管する施設については、原則、その施設に所属する職員により施設の維持管理を行っている。県教育委員会所管の施設についても同じであり、学校所属の職員が施設の維持管理を行っている。また、その事務については主に行政職員が担うこととなる。

必要な修正・工事が発生した場合、業者を選定し、発注することとなるが、この発注業務が職員にとって大きな負担となっている。また、行政職員であることから修繕に対して、専門的な知識を持っていないため、担当により修繕すべきかどうかの判断ができない場合もある。そのため、施設の維持管理について一律の対応が困難となっている。修繕の停滞により、一層、施設の老朽化が進む要因となっている。

2 神奈川県立学校等施設包括修繕業務委託等に係る今後の予定（案）

業務時期	施設包括修繕業務委託	包括的設計業務、包括的工事 監督・検査等支援業務委託	備考
令和6年4月～	委託業務導入に係る検討 ※当発注支援業務	入札公告に係るプロポーザル 入札資料作成	
令和7年1月		入札公告	
令和7年3月		受託者決定	
令和7年4月～	入札公告に係るプロポーザル 入札資料作成	業務委託開始	入札資料作成に係る支援業務契約により作成を想定
令和7年6月	入札公告		
令和7年8月	受託者決定		
令和8年4月～	業務委託開始		業務委託の最適化に係る支援業務契約を想定

※将来の予算等が未確定であるため予定（案）となります。